

第3章 評価結果

3. 1. 目的の妥当性に関する評価

ここでは、我が国の対人地雷対策支援政策について、我が国の上位政策及び国際社会の合意目標との関係における妥当性について検証した。前者については、我が国外交の基本政策及び我が国経済協力の基本政策という二つの側面から、後者については、対人地雷に関する国際条約、人間の安全保障の概念、国連ミレニアム宣言及び同開発目標との関係における妥当性について検討した。

3. 1. 1. 我が国の上位政策との関係における妥当性

(1) 我が国外交の基本政策との関係における妥当性

我が国は、第二次大戦後、戦争の惨禍を二度と繰り返してはならないとの強い決意から、平和国家として国際社会の中に地位を築く道を選択した。日本国憲法前文は「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにする」との決意を示すとともに、「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ」と謳っている。更に、日本国憲法第九条は、「武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」とともに、この目的を達するため、「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」と定める。すなわち、我が国は、日本国憲法の下、平和への決意に立って、軍事大国とはならず、その持てる力を世界平和と繁栄のために向けることを外交の基本政策としてきたと言える。

このような我が国外交の基本政策と照らして、対人地雷対策支援は、我が国にとり相応しい国際貢献のあり方であると評価できる。まず、対人地雷問題は、世界の平和と繁栄に対する脅威であり、この問題に我が国が積極的に取組むことは右基本政策と合致する。また、対人地雷問題は、軍事的手段によってもたらされた問題であるが、我が国の行う対人地雷対策支援は、非軍事的な手段によりこの問題に取組むもので、日本国憲法の問題や第九条の規定にも合致するものである。

更に、対人地雷対策支援に積極的に取組むことは、国連安全保障理事会の常任理事国入りを目指す我が国の外交政策にも合致する。我が国の国連安全保障理事会入りをめぐっては、日本国憲法第九条の制約から仮に安保理常任理事国になったとしても安全保障分野で十分な貢献が行えないと指摘する声がある。これに対し、対人地雷対策支援は、安全保障分野の問題であっても、我が国として積極的な貢献ができることを証明するものであり、我が国が国連安保理入りを目指すのであれば、引き続き積極的に取組むべき支援の一つである。

（２）我が国経済協力の基本政策との関係における妥当性

（イ）政府開発援助大綱（ODA 大綱）との関係における妥当性

政府開発援助大綱は、ODA 戦略の根幹をなす政策であり、ODA について内外の幅広い支持を得るとともに、援助を一層効果的・効率的に実施するために平成 4 年に策定された。その後、策定から 10 年余りを経て、ODA を取り巻く情勢の変化に対応すべく、平成 15 年に見直しが行われた。

① 平成 4 年策定ODA大綱¹⁷との関係における妥当性

平成 4 年 ODA 大綱は、その基本理念として、「開発途上国の安定と繁栄が世界全体の平和と繁栄にとって不可欠」であり、「平和国家」としての我が国にとって、「世界の平和を維持し、国際社会の繁栄を確保するため、その国力に相応しい役割を果たすことは重要な使命」であると定めている。対人地雷対策支援は、この基本理念に合致するものである。

また、平成 4 年 ODA 大綱は、インフラストラクチャー整備、基礎生活分野等を重点項目に定めている。被埋設国において、インフラ整備を行うためには、地雷除去が不可欠である。また、被埋設国において、人々の基礎生活の改善は地雷犠牲者の人々の生活改善を抜きにしては考えられない。したがって、対人地雷対策支援は、これらの点においても平成 4 年 ODA 大綱に合致すると言える。

② 平成 15 年策定ODA大綱¹⁸との関係における妥当性

平成 15 年に策定された新しい ODA 大綱は、ODA の戦略性、機動性、透明性、効率性を高めるとともに、幅広い国民参加を促進し、我が国の ODA に対する内外の理解を深めるために改定されたものである。

平成 15 年 ODA 大綱では、ODA の基本方針として「開発途上国の自助努力支援」、「人間の安全保障の視点」、「公平性の確保」、「我が国の経験と知見の活用」、「国際社会における協調と連携」の 5 点が挙げられている。このうち、対人地雷対策支援は、「人間の安全保障の視点」の中で述べられている「紛争時より復興・開発に至るあらゆる段階において、尊厳ある人生を可能ならしめるよう、個人の保護と能力強化のための協力を行う」という方針に合致する。

また、新しい ODA 大綱は、重点課題の一つとして「平和の構築」を掲げ、紛争終結後の平和の定着や国づくりのための支援まで、状況の推移に即して平和構築のために二国間及び多国間援助を継ぎ目なく機動的に行うとしており、いわゆる「切れ目のない援助」を行うことの重要性を打ち出している。そしてその具体策の一つとして、「地雷除去を含む武器の回収及び廃棄などの国内の安定と治安の確保のための支援」を行うと述べている。すなわち、対人地雷対策支援は、紛争と開発との間をつなぐ我が国が取り組むべき重要な支援として、ODA 大綱の中に明確に位置づけられるようになった。

¹⁷ 閣議決定「政府開発援助（ODA）大綱」平成 4 年 6 月 30 日

¹⁸ 閣議決定「政府開発援助（ODA）大綱」平成 15 年 8 月 29 日

（ロ）政府開発援助（ODA）中期政策との関係における妥当性

ODA 中期政策は、それまで ODA の援助総額目標として策定されてきた 5 ヶ年計画「中期目標」に代わり、平成 11 年に策定された。その後、平成 15 年 8 月に ODA 大綱が改定されたことを受け、策定後 5 年が経過している中期政策の抜本的な見直しが行われ、平成 17 年 2 月に新たな ODA 中期政策が策定された。ODA 中期政策は、我が国 ODA の基本的考え方、重点課題、地域別援助のあり方等を明らかにするものである。

①平成 11 年策定ODA中期政策¹⁹との関係における妥当性

平成 11 年策定の ODA 中期政策では、「紛争と開発」を重点課題の一つに位置付け、犠牲者ゼロ・プログラムの下での我が国の対人地雷対策支援をその下での重要な協力分野の一つとした。また、同中期政策では、対人地雷対策支援として以下を列举している。

- －除去作業関連機材の供与等を通じる対人地雷除去を支援する。
- －救急医療・リハビリ体制の強化を図る。
- －被災者の社会復帰・職業訓練等を通じる地雷被災者の支援を行う。
- －他の援助国・国際機関や NGO との協力を重視する。

②平成 17 年策定ODA中期政策²⁰との関係における妥当性

平成 17 年策定の ODA 中期政策においては、「地雷等の回収・廃棄の支援」が「平和の構築」分野における「国内の安定と治安の確保のための支援」の一環として位置付けられている。なお、平成 17 年策定の ODA 中期政策においては、平成 11 年策定の ODA 中期政策の場合とは異なり、復興開発の観点からの対人地雷対策の重要性については言及されなくなっている。

¹⁹ 閣議決定「政府開発援助（ODA）に関する中期政策」平成 11 年 8 月 10 日

²⁰ 閣議決定「政府開発援助（ODA）に関する中期政策」平成 17 年 2 月 4 日

3. 1. 2. 国際社会における合意目標との関係における妥当性

(1) 対人地雷に関する国際条約との関係における妥当性

対人地雷禁止条約は、加盟国に対して、対人地雷の生産、貯蔵、移譲等の禁止を定めるとともに、第 6 条において地雷除去、犠牲者支援等のために必要な国際的な協力及び援助を行うことを求めている。また、特定通常兵器使用禁止・制限条約（CCW）改正議定書Ⅱは、加盟国に対して、地雷除去支援や技術に関する協力及び援助を行うことを求めている。すなわち、対人地雷対策支援は、これらの国際条約の規定に合致する²¹。

(2) 人間の安全保障の概念との関係における妥当性

人間の安全保障は「人間の生存、生活、尊厳に対する脅威から各個人を守り、それぞれのもつ豊かな可能性を実現するために、ひとりひとりの視点を重視する取組みを強化しようという考え方」（平成 15 年度外交青書）とされる。対人地雷は、紛争地の人々の安全、生活を紛争終結後も脅かすものであり、これに対処する対人地雷対策支援は「人間の安全保障」の考えに合致する。

また、緒方貞子氏（現国際協力機構理事長）とアマルティア・セン氏（現ケンブリッジ大学教授）が共同議長をつとめた国連人間の安全保障委員会の最終報告書においては、「人間の安全保障」を「人間の生にとってかけがえのない中枢部分を守り、全ての人の自由と可能性を実現すること」と定義し、「欠乏からの自由」と「恐怖からの自由」をこの目的に向けた主要関心事項として重視している。この二つの主要関心事項のうち、対人地雷対策支援は、対人地雷による被害から人々を守るという意味において、「恐怖からの自由」の実現のために重要な意味を持つ。また、同時に、被埋設国においては、地雷除去無くしては開発が進まず、それゆえに貧困削減もままならなくなっており、そのような観点からは、「欠乏からの自由」の実現のためにも、対人地雷対策支援は重要であると考えられる。このように対人地雷対策支援は、国連人間の安全保障委員会が示した人間の安全保障の考えにも合致するものである。

(3) 国連ミレニアム宣言及びミレニアム目標との関係における妥当性

2000 年 9 月、ニューヨークの国連本部で開催された国連ミレニアム・サミットには 147 の国家元首を含む 189 の加盟国代表が参加した。同サミットでは、紛争、貧困、環境、国連強化等幅広いテーマについて議論がなされ、最後に国連総会決議として「ミレニアム宣言」が採択された。更に、このミレニアム宣言に基づき、1990 年代に開催された主要な国際会議やサミットなどで採択された国際開発目標を統合して「ミレニアム開発目標」がまとめられた。

国連ミレニアム宣言では、全ての国々に対し対人地雷禁止条約と特定通常兵器使用禁止・制限条約（CCW）改正議定書Ⅱへの加入を検討するよう呼びかけるという決意が謳

²¹ これらのうち、対人地雷禁止条約の具体的な規定については巻末添付資料 3 参照。

われており、地雷問題への取組みの重要性が認識されている。一方、国連ミレニアム開発目標では、地雷に関する直接の言及はない。しかし、国連ミレニアム開発目標の中の「極度の貧困と飢餓の撲滅」について、被埋設国においては、地雷除去なくして開発や経済発展は困難であるため、右目標のために対人地雷対策支援は極めて重要である。これらの点から、対人地雷対策支援は、国連ミレニアム宣言や国連ミレニアム開発目標の趣旨に合致していると考えられる。

3. 1. 3. まとめ

以上から、我が国の対人地雷対策支援は、我が国外交の基本政策や、ODA 大綱、中期政策という経済協力の基本政策と合致しているとともに、対人地雷禁止条約、特定通常兵器禁止条約といった国際法、人間の安全保障や貧困削減といった国際社会の援助の潮流とも合致していることが分かった。このように、我が国の外交・援助政策、国際法、国際社会の援助潮流といった側面から総合的に捉えて、対人地雷対策支援政策の目的は極めて妥当であったと判断される。

3. 2. プロセスの適切性・効率性に関する評価

ここでは、対人地雷対策支援分野における我が国の経済協力実施プロセスを（１）被援助・実施機関との連携・協議プロセスの適切性・効率性、（２）我が国政府内における支援検討・決定・実施・評価プロセスの適切性・効率性、（３）他ドナーとの連携・協議プロセスの適切性・効率性の３つの側面から検証した。

3. 2. 1. 被援助・実施機関との連携・協議プロセスの適切性・効率性

（１）被援助・実施機関の適切性

対人地雷対策支援分野における我が国援助の主要供与先は、相手国政府機関・現地機関、国際機関、地域国際機関、NGO（国際・日本の両方）と多岐にわたっている。対人地雷対策支援分野では、国・地域によって、また、地雷除去分野か犠牲者支援分野かによって、支援の主な担い手が異なるため、このように援助の供与先が多岐にわたるのは自然な帰結であり、全般として、我が国は、地域・分野の事情を踏まえて、適切な援助供与先を選定して支援を実施してきたものと評価することができる。

現地調査を行ったカンボジアのケースを見ると、我が国による対人地雷関連援助の最大供与先はカンボジア地雷対策センター（CMAC: Cambodia Mine Action Center）である。この他、地雷除去分野では、同分野において世界的に活動している国際 NGO であるマイン・アドバイザー・グループ（MAG）及びヘイロー・トラスト（Halo Trust）、また、我が国 NGO である人道目的の地雷除去支援の会（JAHDS）、日本地雷処理を支援する会（JMAS）が援助供与先となっている。また、犠牲者支援分野では、カンボジア政府に対する援助に加え、ベテランズ・インターナショナル、カンボジア・トラストといった国際 NGO や、アジア医師連絡会議（AMDA）、難民を助ける会（AAR）といった我が国 NGO が援助供与先となっている。

カンボジアにおいて、CMAC が圧倒的な支援供与先となっていることについては、同国における対人地雷対策を促進するためには、CMAC という現地機関の機能強化が不可欠であること、また、実際に CMAC が地雷除去などの地雷対策の主要な実施機関となっていることに鑑みれば妥当であると評価できる。CMAC については、1999 年から 2000 年初頭にかけて汚職疑惑が持ち上がったが、その後、外部機関による定期的な監査の受入れを開始したり、機構改革を行った結果、現在では、カンボジアにおいて地雷対策の中心的な役割を担う機関として、ドナーや NGO の信頼を回復している。我が国政府は、汚職疑惑が発生した前後の期間も一貫して一定額の CMAC 拠出金を供与し続けたが、これについては、我が国政府として CMAC の運営・財政状況や我が国支援の実施状況等について然るべき情報収集・検討を行った上で、CMAC に対する継続的な支援が必要であると判断されたものであり、特に問題があったとは考えられない。

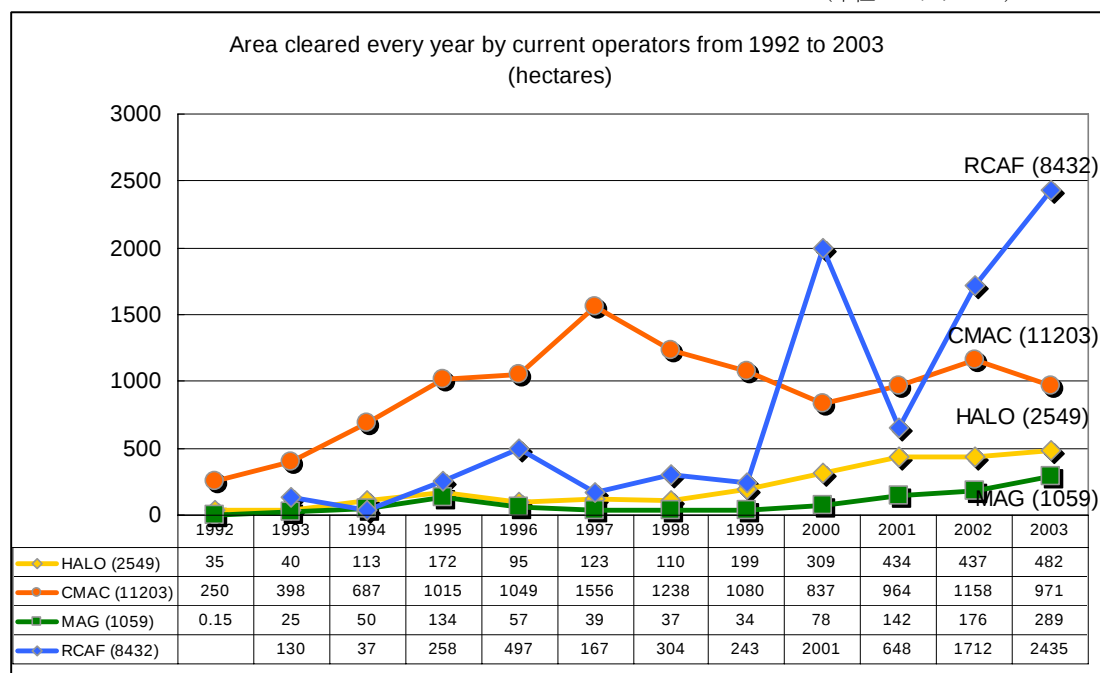
一方、CMAC の汚職疑惑を受けた諸改革の一環として、カンボジア政府は、地雷除去と犠牲者支援分野を含む地雷対策の総合調整・監督を行う政府機関として 2000 年 9 月に

カンボジア地雷対策庁（CMAA：Cambodia Mine Action and Victim Assistance Authority）を設立したが、CMAA に対してはこれまでのところ UNDP やイギリス開発庁が専門家派遣を支援しているのみであり、国際社会による資金援助は行われていない。この理由として、UNDP は、CMAA は未だ組織として脆弱であり、資金の供与先としては未だ適切ではないと述べている。我が国政府も CMAA に対する援助は実施していない。

また、CMAA については、組織的に脆弱であるのみでなく、信頼性を疑わせる面もある。それは、同機関がカンボジア国軍（RCAF：Royal Cambodian Armed Forces）による地雷除去活動に対する援助をドナーに対して声高に求めている点である。本件現地調査の際、CMAA はプレゼンテーションにおいて、RCAF によるこれまでの地雷除去実績を示し、今後カンボジアの地雷除去を迅速に進めるためには RCAF に対する援助が必要であるとの主張を行った。

図表 3-1：CMAA の提示するカンボジアにおける地雷除去面積の組織別実績
(1992-2003 年 (暦年))

(単位：ヘクタール)



注：HALO=ヘイロー・トラスト、CMAC=カンボジア地雷対策センター、
MAG=マイン・アドバイザー・グループ、RCAF=カンボジア国軍

(出所：CMAA 資料)

しかし一方で、CMAC や国際機関、国際 NGO 等の関係者に対して、RCAF による地雷除去活動について質問をしたところ、一様に、RCAF は地雷除去を目的として活動しているのではなく、カンボジア政府によるインフラ整備プロジェクト等のために必要な範囲で地雷除去をしているに過ぎず、また、然るべき基準・手続に沿って地雷除去を行っている訳ではなく、RCAF が地雷除去を実施したとされる面積についても地雷地帯以外の活動面積を含めて誇張されているとの指摘があった。また、ある国際 NGO 関係者に至っては、これまで長年にわたりカンボジアで地雷除去活動に従事してきたが、RCAF が地

雷除去活動を行っているのは一度も見たことが無いと発言していた。

援助資金の供与対象となる機関の信頼性が重要であることは、開発援助全般に言えることであるが、右の事例は、対人地雷分野においても同様の視点が重要であることを示している。我が国としては、貴重な援助資金を効率的に利用するとともに、日本の援助の信頼性・清潔性を維持するために、今後とも、活動成果の不明瞭な機関に対しての支援には慎重であるべきであろう。

（２）被援助・実施機関との協議の頻度及び内容の適切性

我が国政府と被援助・実施機関との協議については、国・地域や援助スキームによって、協議の態様や頻度が異なるものの、現地政府・機関、国際機関、国際 NGO、我が国 NGO のいずれの機関との関係においても、在外公館を通じて又は外務本省との間で直接に、然るべきタイミングに又は定期的に協議が行われていたことが確認された。ただし、これらの機関と協議する内容やそのフォローについては一部改善すべき点も見受けられた。

まず、現地政府・機関との関係においては、我が国在外公館を通じて、概ね定期的に意見交換が行われ、支援ニーズの汲み上げや要請に係る協議や実施中案件の進捗状況等に関する協議が行われている。例えば、現地調査を行ったカンボジアでは、我が国大使館と CMAC との間で極めて緊密な関係が構築されており、恒常的に意見交換や情報共有が行われていることが確認された。また、CMAC との協議内容についても、単に CMAC からの要望聴取に留まらず、1999-2000 年の CMAC 汚職疑惑に際しては運営・財政状況等や我が国援助案件の実施状況等について然るべき説明を求めるなど、不正への対処や業務改善などについても然るべく議論を行ってきたことが分かった。

次に、国際機関との関係においては、我が国の国際機関代表部を通じて当該機関本部との間で協議が行われたり、また、現地大使館を通じて当該機関現地事務所との間で協議が行われていることが確認された。例えば、現地調査を行ったカンボジアにおいては、地雷対策に取り組む主要国際機関である UNDP や UNICEF と我が国大使館との間で定期的な意見交換・情報共有が行われていることが分かった。しかし同時に、ある国際機関関係者からは、我が国がこれら国際機関と連携して実施するプロジェクトについては情報共有が行われているものの、我が国が独自に NGO 等に対して実施する援助については、我が国による援助決定前の協議や情報共有が行われていないという問題点も指摘された。

国際 NGO との関係においては、主として我が国の現地大使館等を通じて現地で活動する NGO 関係者との間で協議・情報交換が行われていることが確認された。例えば、現地調査を行ったカンボジアにおいては、我が国の援助（草の根・人間の安全保障無償資金協力）を受けているマイン・アドバイザリー・グループ (MAG)、ヘイロー・トラスト (Halo Trust)、ベテランズ・インターナショナル・カンボジア (Veterans International Cambodia)、カンボジア・トラスト (Cambodia Trust) のいずれの国際 NGO も、我が国大使館との間で良好な関係を築いており、両者間で定期的に又は必要に応じて意見交換・情報共有が行われていると述べていた。

我が国 NGO との関係においては、我が国の現地大使館を通じて現地で活動する NGO

関係者との間で協議が行われたり、外務本省と我が国の NGO 事務所との間で定期的又は恒常的な意見交換が行われていることが確認された。現地調査を行ったカンボジアにおいては、我が国 NGO は、プロジェクトの実施中に直面した問題点や新規案件の要請などのために頻繁に我が国大使館と協議を行っていることが確認された。また、2 年程前より我が国大使館、JICA 現地事務所、NGO 関係者との間の協議・連絡会が行われていることも分かった。協議会は、大使が主催して年に 2 回程度開催されるものであるが、最近になってからは、分野・テーマ毎に分科会が設けられ、各分科会は 1 ヶ月から 3 ヶ月の頻度で開催されるようになってきているとのことである。ただし、このような協議・連絡会について、NGO 関係者からは、連絡会で NGO 関係者が表明した意見や要望が大使館や JICA 関係者によって受け入れられ、政策に反映させる努力がなされているとは思えないと指摘する声もあった。

（３）被援助・実施機関のニーズに対する我が国の政策・スキームの適切性

（イ）地雷対策への継続的な援助へのニーズと我が国援助スキームの適切性

対人地雷は、世界中に 1 億 1,000 万個以上が埋設されたまま放置されていると言われており、仮に年間 10 万個除去したとしても、全ての除去までに 1,100 年かかる計算になる。したがって、地雷除去活動に対する支援には継続性が必要とされており、また、これだけ多くの地雷が埋設されている状況では、地雷による犠牲者も後を絶たず、犠牲者支援についても同様に継続性が重要である。実際、地雷対策活動に従事する関係機関からは、ドナーからの継続的な支援を求める声が強い。このような状況に対して、カンボジアにおける現地調査の際においては、複数の NGO 関係者より、これら団体が支援を受けている草の根・人間の安全保障無償資金協力スキームを例に挙げつつ、我が国援助の問題点を指摘する声があった。具体的には以下のような問題点が指摘された。

第一に、草の根・人間の安全保障無償資金協力が単年度毎の申請・承認を必要とするスキームであるために、我が国援助に依存する形で中長期的な計画を立てることができないという問題点が指摘された。インタビューした国際 NGO はいずれも、欧米ドナー等から複数年にわたる資金協力の約束を取り付け、この資金を軸として活動しており、中長期的な見通しを立てることができない我が国の援助は、このような他ドナーの支援を補完するものという位置付けを与えられている様子であった。

第二に、単年度主義であることに伴い、毎年同様の手続を繰り返し行わなくてはならず非効率であるという問題点が指摘された。地雷除去活動に従事するある国際 NGO の関係者は、草の根・人間の安全保障無償資金協力について毎年同様の申請を行っているにも拘らず、毎年のように組織や活動などに関する基本的な情報について改めて詳細な説明を求められるのは非効率であると指摘していた。この問題の背景としては、援助が単年度主義であることに加え、繰り返し説明が求められることが背景要因となっていることが指摘された。

第三に、上記の第一点目とも関連するが、翌年の支援に関する承認が年末ぎりぎりにな

るまで得られないため、円滑かつ継続的に活動を進めるために問題が生じているという指摘があった。ある国際 NGO 関係者は、1 月・12 月を会計年度として活動しているが、草の根・人間の安全保障無償資金協力による支援の申請について承認されたという連絡が大使館より入ったのが 12 月末であったことがあると述べていた。

これらの問題点のうち、第一点目については、継続性が必要とされる地雷対策活動の性質に鑑みれば、我が国としても、中長期的に資金協力を約束することができるように我が国援助方針・スキームを整備することが必要であると考えられる。第二の点については、繰り返し申請が行われる案件について資料の簡略化の可能性を検討するとともに、大使館や外務省担当者官の情報共有や引継ぎを十分に行うことにより、被援助・実施機関側の負担を軽減することが必要であると考えられる。第三の点については、大使館及び・又は外務本省側の手続を迅速化・円滑化して意思決定を迅速に行い、十分に早いタイミングで支援決定を伝達できるように業務を改善すべきものと考えられる。

なお、草の根・人間の安全保障無償資金協力スキームについては、地雷除去活動を行う国際 NGO から、同スキームは同機関が必要とする管理・運営費や事務経費を十分にカバーせず、草の根無償支援を受ける一つのプロジェクトの全体経費のうち 25%から 30%を占める管理・運営費、事務経費については、これらの経費を負担してくれる欧米の他ドナーに依存せざるを得ないとの問題点も指摘された。このような管理・運営費の中には、ロジスティクス経費、品質検査のための経費、保険料、マネジメント職にある外国人の人件費など、厳密な意味で一つのプロジェクトの内部経費として計上することは確かに困難であるものの、当該プロジェクトの遂行には不可欠であると考えられるものが含まれている。草の根・人間の安全保障無償資金協力は「管理・運営費は負担しない」²²ことを原則としているが、右のような事実を踏まえると、この原則を堅持することは実際のニーズに十分に対応していないと判断される。

また、これは援助スキームそのものの問題ではないが、草の根・人間の安全保障無償資金協力について、ある国際 NGO 関係者より、同資金協力の援助上限を知らず、小額の援助しか受けられないと思っていたために援助申請をしていなかったという発言があった。このような事態は、本件スキームに関する広報の不足が原因となっているとも考えられる。

(ロ) 地雷除去と開発の連携を重視した援助へのニーズと我が国援助スキームの適切性

我が国がこれまで支援してきた地雷除去プロジェクトは、地雷除去活動のみを支援するものがほとんどである。これに対し、近年では、ある地域・区域の地雷除去活動と当該地域・区域の開発を連携させて、又は、1 つのプロジェクトとして実施するケースが増えており、このような案件に対して我が国に支援して欲しいというニーズも高い。我が国は、人道的見地のみならず、復興開発の見地からも地雷除去を重視していることから、このようなニーズに適切に対応する必要がある。

²² 地雷関連分野の草の根無償資金協力実施ガイドラインには、団体職員人件費・団体本部経費は支援対象に含むことはできず、人件費・消耗品はプロジェクトに直接関わる必要不可欠な分につき支援対象とすることができる旨定められている。

しかしながら、現地調査を行ったカンボジアにおいては、我が国の援助には開発プロジェクトと地雷除去プロジェクトを連携させて支援するという戦略が見られず、実際に開発と地雷除去を連携させたプロジェクトに対する草の根・人間の安全保障無償資金協力による援助申請を行ったときに、これを受け入れてもらえなかったことがあるという問題点が指摘された。この案件は、地雷除去部分と開発部分を異なる NGO が担当することになっており、申請も複数の NGO により共同で行われたとのことであり、そのことが不受理の一因となったとも考えられる。ただし、仮にそのような場合であっても、開発プロジェクトと地雷除去プロジェクトを別々のプロジェクトとしつつも我が国が両者を同時に援助することによって、より効果的な援助にすることもできたものと考えられる。

ただし、このような指摘があった一方で、今般インタビューを行なった外務本省やカンボジアの我が国政府援助関係者からは、地雷除去と開発との連携を意識して援助を実施することの重要性は十分に認識しているという声が聞かれた。そもそも、「犠牲者ゼロ・プログラム」において、地雷除去が人道的側面に加えて開発面でも重要であると位置づけられているのはその表れであり、カンボジアについては、国別援助政策の中に地雷除去が援助の重点分野に位置づけられており、我が国開発援助の全体像を構成する一つの重要要素として明確に意識されていると理解できる。また、実際、我が国が地雷除去と開発を一つに組み合わせて援助した事例として、「ホーチミン道路計画に係る灌木除去機及び関連機材整備計画（The Project for Procurement of Bush Cutter and Related Equipment for Ho Chi Minh Highway Project）」等もある。しかしながら、このように我が国が除去と開発を明確に組み合わせて援助を実施した例は、むしろ特殊なケースである。今後は、除去と開発の連携についてより実地的な取り組みが期待される。

（ハ）地雷除去機材に対するニーズの国・地域毎の特殊性と我が国支援の適切性

地雷除去機材は、その国の土壌・気候や埋設されている地雷の種類（対人か対戦車か）などによって必要とされるスペックが異なってくる。しかも、現地のニーズをより良く反映するために現地における実証実験が繰り返されることで、自ずから必要とされるスペックが特定されてくる場合が多い。

これに対し、本件調査においては、我が国が実施する一般プロジェクト無償資金協力による機材供与について、特定のスペックを持つ機材に対する現地機関のニーズが明らかな場合であっても、ニーズの特殊性は透明性・公平性の観点から特命随意契約の理由とはならないことから、業者の選定は競争入札により行わなければならない、入札手続に時間がかかるとともに、企業側に余計な取引コストが生じているとの問題点が指摘された。

確かに、一般プロジェクト無償資金協力等における入札手続は、調達透明性を確保するために極めて重要なプロセスである。しかし、地雷除去機材調達の際にも一般機材の調達の際と同じ入札基準を一律に適用することで、余計な時間やコストが現地機関や業者に対して生じているという事実には留意する必要がある。

（二）対戦車地雷、不発弾除去支援へのニーズと武器輸出三原則の適切性

我が国政府は、対人地雷除去活動に必要な貨物等に武器輸出三原則等における武器等に当たるものが含まれる場合であっても、当該貨物等の輸出については、被埋設国のみに使用されること及び当該武器等を我が国政府の事前同意なく第三者に移転しないことが担保されることを条件として、武器輸出三原則等によらず輸出できることにしている。これにより、我が国から、カンボジアなどに対人地雷除去活動に使用するための灌木除去機などを輸出することが可能となっており、実際、我が国の援助によって供与されたこれらの機材は、地雷除去活動に大きく貢献し、現地関係者からも高く評価されている。

しかし同時に、武器輸出三原則等については、現地のニーズに応える上で未だ問題点を抱えている。例えば、対戦車地雷の爆発に耐えうる機材の供与に対するニーズへの対応である。対人地雷の埋設地帯は、同時に対戦車地雷の埋設地帯であることが多い。このように対人地雷と対戦車地雷の両方が埋設されていると考えられる地域では、対人地雷除去活動の一環として灌木除去作業をするとしても、そのための機材は対戦車地雷の爆発に耐えうる装甲を持っている必要がある。しかし、現在日本から輸出されている灌木除去機は、武器輸出三原則等の制限があるために、対戦車地雷に耐えうる装甲を装備することができず、対人地雷の爆発のみに耐えられる設計となっている²³。これに対し、CMAC関係者などからは、武器輸出三原則等という我が国の政策に対して理解が示されつつも、対戦車地雷への耐久性を持つ機材が日本から輸入されることがより望ましいという期待の声も聞かれた。

同様に、武器輸出三原則等は、不発弾処理用の機材に対するニーズに対応する上でも壁となっている。現在、武器輸出三原則等の例外として輸出が許されるのは、対人地雷除去活動を目的とする場合のみであって、不発弾処理活動のための機材は輸出許可対象となっていない。しかし、地雷の被埋設国においては、ほとんどの場合、地雷と不発弾の両方が大きな問題となっており、実際、国連が「地雷対策（Mine Action）」という言葉を使う場合、原則として不発弾もその対象として包括されている。また、今次現地調査を行ったカンボジアにおいては、対人地雷犠牲者の数が低減しているのに対し、不発弾犠牲者の数は減少しておらず、地雷・不発弾犠牲者総数の中に占める不発弾犠牲者の比率の方が高くなっており、不発弾処理の重要性がますます高まっている²⁴。

（ホ）地雷探知・除去技術の開発ニーズと我が国援助の適切性

地雷除去は、人間による手作業を主体とする現在の手法のままで作業を続けたとすると全世界の地雷除去が終了するまでに1,000年以上の年月を要すると言われている。このような状況を打破するためには、地雷除去活動をより迅速化・簡易化するための探知・除去技術の開発が重要であることはかねてから指摘されてきており、現地調査を行ったカンボジアにおいても、様々な関係者から、地雷除去のための新技術開発の必要性が指摘された。

²³ ある国内企業関係者の話によれば、武器輸出三原則等に抵触しない汎用機材を日本から輸出し、現地において、対戦車地雷向けの装甲を装備する場合があるという。

²⁴ 地雷犠牲者と不発弾犠牲者の比率の推移については、「3.3.結果の有効性・インパクトに関する評価」のセクションにある図表 3・9を参照。

一方、2004 年 11 月にケニアで開催されたオタワ条約運用検討会議では、地雷除去活動に従事する国際 NGO 関係者などから、技術の開発に多額の資金を浪費するのではなく、実際の地雷除去活動のための支援を増やして欲しいという声も聞かれたとのことである。

このように地雷探知・除去技術開発をめぐるのは、技術開発を支持する立場とむしろ現場の地雷除去活動への資金協力を求める立場の大きく二つの立場がある。このような意見の相違が生まれるのは、地雷関連支援のための国際社会からの援助が限られていることに起因している。

我が国は、地雷探知・除去技術開発のニーズに応えるために、2000 年 12 月に「対人地雷除去のための新たな取組」として、研究支援無償資金協力などを用いて地雷除去関連技術の開発を積極的に支援していくことを表明し、支援に取り組んできている。地雷対策関連支援全体に占める技術支援の適正規模を判断することは困難であるが、現在の技術レベルでは地雷除去に多大な労力と年月を要すること、技術開発に対するニーズが広く存在することを考えれば、我が国としては引き続き少なくとも現在の規模程度の地雷探知・除去技術開発支援は継続していくべきであると考えられる。

3. 2. 2. 我が国政府内の支援決定・実施・評価プロセスの適切性・効率性

(1) 我が国政府内の支援の地域的・分野的優先付け・相互調整プロセスの適切性

我が国の対人地雷対策支援の政策立案・援助遂行の主担当となっているのは外務省であり、外務省の中には、分野・地域、相手とする機関（国、国際機関、NGO）等に応じて異なる複数の局課が対人地雷対策支援に関与している。しかし、これらの外務省関係各課の中で、対人地雷対策支援政策の立案・遂行の中心となり、関係各課を統括・総合調整する特定の課は存在しないことが判明した。実態としては、例えばオタワ条約関連であれば通常兵器室、人道援助の観点からは人道支援室というように、文脈によって異なる担当課が調整の役割を担ってきている。このような体制を反映してか、「犠牲者ゼロ・プログラム」の発表以降、世界のいずれの地域・国を優先して援助するのか、地雷除去、犠牲者支援とその他の分野のいずれの分野にどの程度の比重をおいて支援していくのか、という全体的な方針が外務省内で策定されたことはなかった²⁵。

このような状況の中で、対人地雷分野における我が国の支援は、明示的な協議・基本方針に基づかないまでも、国としては、カンボジア、アフガニスタン等重点国（両国を合わせて我が国援助全体の60%以上）、分野としては、地雷除去を重点分野として実施されてきている。カンボジアは、我が国が外交政策・経済協力政策遂行の上で重点地域とする東アジア地域で最も深刻な地雷問題を抱える国であることから、対人地雷対策支援の重点対象国とされたことは適切であったと考えられる。アフガニスタンについては、世界の被埋設国の中でも深刻な地雷問題を抱える国であり、「犠牲者ゼロ・プログラム」の対象期間であった1998年1月から5カ年の間において、同国をめぐる国際情勢に大きな動きがあり、同国の安定と戦後復興が国際社会の主要課題であったことに鑑みれば、我が国として同国を重点対象として地雷対策支援を実施したことは適切な判断であったと考えられる。支援分野については、地雷除去分野の比率が高くなっているが、これは国際社会全体として地雷除去分野における資金ニーズが多いことから、自然な結果であるものと考えられる。

個別の支援案件の選定とそれに関わる外務省関係各課等との相互調整については、それぞれの担当課が被援助・実施機関と連絡・協議をして、外務省内及び国内関係省庁との相互調整を行ってきている。個別案件の支援決定プロセスや関係課は地域やスキームなどによって異なるが、今般の調査においては、いずれのスキームについても、援助要請主体から然るべき書類を提出させ、それを担当課及び関係課で検討して援助を決定するという適切な手続が取られており、特段の問題は発見されなかった。

このように、地域・国や分野の優先付けをした戦略が欠如していたことや対人地雷の総合調整を担当する課が存在しなかったことによって、対人地雷対策支援政策の遂行に際して大きな問題が発生した事実は確認できなかったが、外務省関係各課に対して行ったアンケートでは、複数の回答者から、対人地雷対策支援政策の総合的な政策が存在せず、総合

²⁵ なお、最近の動きとして、我が国政府は、平成16年11月28日から12月3日にかけてケニアの首都ナイロビで開催されたオタワ条約第一回検討会議において、2009年までの5年間、アジア、中東、アフリカに力点を置きつつ、①「平和の構築」への貢献、②「人間の安全保障」の視点の重視、③産官学民の連携及びその一環としての技術開発への取り組み、の3原則に従って、従来同様の規模で地雷対策支援を行っていくとの新たな地雷政策を表明した。

調整を担う課が存在しないことによって、戦略的・効率的な政策遂行ができていないことを懸念する声が聞かれた。このような声に鑑みれば、今後は、外務省の中に、対人地雷対策支援の総合政策立案と調整を担当する機能を特定の課に担わせるとともに、地域・国や分野内での優先付けを明確化した総合政策を策定・遂行していくことが望ましいものと考えられる。

（２）我が国政府による支援案件の実施監理、事後評価の適切性

我が国が支援するプロジェクトの実施監理については、援助スキームによってその細かい手続は異なるものの、原則として、被援助・実施機関から定期報告書を出させることによって、また、在外公館等を通じて恒常的又は必要に応じて情報収集、現地調査、協議等を行うことによってなされている。また、外務本省の出張者によって現地視察が行われる場合もある。更に、いずれの援助スキームによる場合でも、プロジェクト完了時には、原則として被援助・実施機関より完了報告書が提出されることとなっている。今回評価においては、実施監理がこのようなプロセスに沿って概ね適切に行われていることが確認できたが、国際機関を実施機関とするプロジェクトについて、報告書の提出が遅れたり、督促するまで提出がなされなかったりする場合があることが問題点として確認された。

対人地雷対策支援分野において我が国が実施してきた国際機関に対する支援としては、第２章で示したとおり、国連地雷対策支援信託基金を通じた支援、UNDP が運営するカンボジア地雷対策センター（CMAC）信託基金に対する資金拠出、日本・UNDP 人造り基金を通じた支援などがある。これらのうち、CMAC 信託基金に対する我が国の支援については、特定のプロジェクトを支援しているわけではないため、実施監理という意味では、CMAC の活動全般や CMAC 信託基金の運用状況を確認することになる。これらの点については、CMAC によって定期的な活動報告書（四半期毎の進捗報告書、年次報告書等）が出されているほか、UNDP からも CMAC の活動状況や信託基金の運営状況について年次報告書が出されている。今回評価においては、外務本省やカンボジア大使館が、これらの報告書の確認に加え、現地における二国間・多国間レベルでの意見交換等を通じて適切にフォローを行っていることが確認された。

一方、国連地雷対策支援信託基金や日本・UNDP 人造り基金に対して我が国が拠出した資金は、我が国によって特定のプロジェクトにイアー・マークされる形で用いられている。すなわち、これらの基金の資金は特定のプロジェクトに用いられ、当該プロジェクトの実施を担当する国際機関は、我が国に対して直接に中間報告書・最終報告書の提出を行うこととなっている。今回評価においては、このような基金のうち国連地雷対策支援信託基金について、その資金を用いたプロジェクトに関する定期報告書の提出状況について確認を行った。その結果、今回評価の対象期間のうち 1997 年度から 2001 年度までに我が国が支援決定を行ったプロジェクトのほぼ全てについて、中間・最終報告書の提出がなされていることが確認できた。報告書の内容は、当該プロジェクトの目的、実施状況、目的達成度、支出内訳等を含むものであった。一方で、2002 年度以降に我が国が支援決定を行ったプロジェクトについては、2004 年初頭までの段階において、中間・最終報告書が

ほとんど提出されていないことが確認された。これには、支援決定後から実際にプロジェクトが開始されるまでの間に“時差”があることが原因となっているとも考えられるが、支援決定後 2 年から 3 年近く経過しているプロジェクトについて、報告書が一切提出されていないことは問題であろう。外務省は、支援決定を行ったプロジェクトについては、適宜督促をかけて報告書の提出を求めるなどのフォローを行っているとのことであったが、今後とも、国際機関に対して適切な報告を厳しく求めていくことが必要であろう。

なお、我が国が地雷対策支援分野で実施した支援の個別のプロジェクトについて、外務省による事後評価は基本的に実施されてきていない。これは、外務省が基本的に ODA のプロジェクト・レベル評価を実施していないためで、対人地雷対策支援分野における我が国支援の評価は、政策レベル評価である本件評価がはじめてとなる。

このような中、草の根・人間の安全保障無償資金協力については、現地大使館によっては事後評価を実施し、外務本省に提出している場合があるとのことであった。現地調査を行ったカンボジアの日本大使館は、地方・地域毎に申請を受けている案件に関する調査と実施中・実施完了後の案件に関する調査を合わせて行い、現地調査報告として外務本省に提出しているとのことであった。

プロジェクト・レベルの事後評価については、確かに、我が国の ODA プロジェクト件数は膨大であり、今回評価の対象期間における対人地雷対策支援案件だけでも 200 件近くにのぼるため、全てのプロジェクトに対して網羅的に実施することは ODA 関連省庁・実施機関の人的・財政的制約を考えれば困難である。しかし、我が国の支援をプロジェクト単位で然るべく精査し、今後の案件選定・遂行の参考にしていくためには、プロジェクト・レベルの評価をより多く実施していくことが必要であろう。

3. 2. 3. 他ドナーとの連携・協議プロセスの適切性・効率性

対人地雷対策支援分野における他ドナーの支援案件との重複回避については、基本的に、被援助・実施機関側の調整に基づいて行われており、我が国政府としてこれを在外公館等を通じて確認した上で援助を検討・決定するというプロセスが取られていることが分かった。例えば、国連機関によって実施されるプロジェクトについては、UNMAS が国連機関間の相互調整を行い、定期的に「地雷関連プロジェクト・ポートフォリオ(Portfolio of Mine-related Projects)」としてドナーに提示している。我が国としては、このポートフォリオに基づいて UNMAS と協議しつつ、支援案件の検討・決定を行うことにより、他ドナーとの重複を回避している。

また、NGO に対する援助についても、多くの場合、NGO 相互間で活動が重複しないように連携が取られており、我が国政府としては、これを現地大使館経由や現地調査団の派遣により確認するという手続が取られている。

一方、支援案件決定前の段階における他ドナーとの直接の対話・協議については、必ずしも十分ではないことが判明した。現地調査を行ったカンボジアにおいては、国際機関関係者より、同機関が我が国からの資金供与を受けて実施する案件については案件決定前、実施中に緊密な協議・連携がなされているが、同機関が関与せずに日本が直接に相手国政府や NGO に援助する案件については、支援決定前に事前の協議はなされていないという問題点が指摘された。

このように他ドナーとの支援案件の重複回避という観点からは、援助を受ける現地政府機関や NGO を経由した調整プロセスが機能していることにより特段の問題は生じていないが、一方で、日本の地雷対策関連支援全般について、支援案件決定前の段階では、他ドナーとの間で十分な対話・協議が行われていないことで、他ドナーから我が国の援助決定プロセスに対してある種の不信感が存在していることが明らかになった。このような不信感の存在はドナー間の協調を促進する上でマイナス要因であり、より良いドナー協調を実現するという観点からは、支援決定前の段階から他ドナーとの直接の対話・協議を行うように心がけることが望ましいと考えられる。

3. 3. 結果の有効性・インパクトに関する評価

ここでは、我が国の対人地雷対策支援の結果の有効性・インパクトに関する評価を行った。本件評価は、我が国の対人地雷対策支援政策全般を評価対象としており、本来であれば、我が国が支援を実施した全ての地域・国に対する援助のインプット・アウトプットを把握し、その結果の有効性・インパクトを評価すべきであったと考える。しかし、全世界に対する我が国の対人地雷対策支援といっても、そのインプット・アウトプットや有効性は、個別の地域・国毎に見ていかざるを得ず、今般の評価においては、調査期間や予算の制約により、全ての地域・国について網羅的に評価を行うことは困難であった²⁶。また、地雷除去面積数、地雷犠牲者数、義肢提供数など、対人地雷対策支援の有効性を評価するために必要な統計データについては、ほとんどの国で整備されておらず、仮に、全てのインプット・アウトプットをまとめたとしても、全ての地域・国について網羅的に結果の有効性・インパクトを評価することはそもそも困難であった。

このような制約を踏まえ、本件評価においては、現地調査を実施したカンボジアを例として取り上げ、同国に対する我が国の対人地雷対策支援の結果の有効性・インパクトを評価した。

3. 3. 1. カンボジアに対する我が国の対人地雷対策支援のインプットとアウトプット

(1) インプット

1998年1月以降2004年3月までの対象期間において、我が国がカンボジアに対して実施した対人地雷対策関連支援の総額は、37億7,856万9,296円であり、同期間における我が国の同分野支援総額の約28%を占めていた（第2章図表2-8参照）。

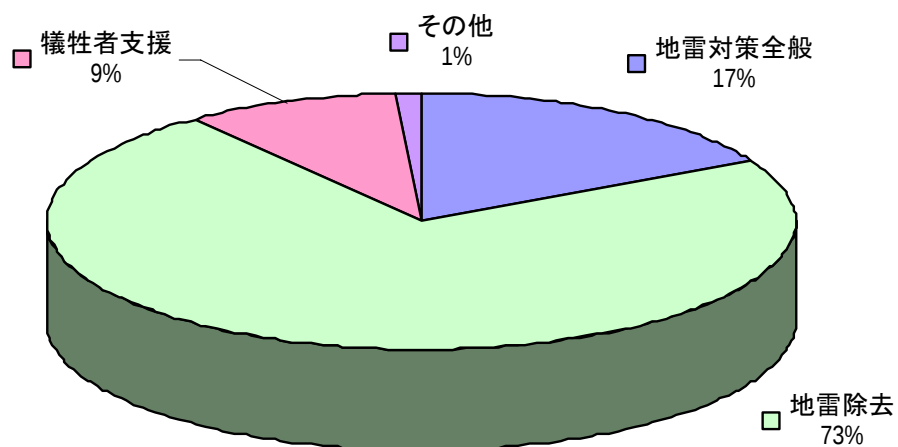
我が国のカンボジアに対する地雷対策関連支援の内訳を見ると、地雷除去支援が約73%、地雷対策全般支援（CMAC拠出金）が約17%、犠牲者支援が約9%、その他支援（プロジェクト形成調査、企画調整員の派遣等）が1%であった（図表3-2）。

主要スキームの支援実績としては、一般プロジェクト無償資金協力（対人地雷対策無償資金協力）が計4件17億1000万円（約46%）、CMAC信託基金への拠出が計7件6億5474万円（約17%）、草の根・人間の安全保障資金協力が計22件10億5359万9011円（約24%）等であった（図表3-3）。

なお、我が国のカンボジアに対する対人地雷対策支援案件を体系的に捉えるために、第1章で提示された目標体系図に即して、図表3-4のとおりカンボジアにおいて我が国が評価対象期間内に実施したプロジェクトを体系的にまとめた。

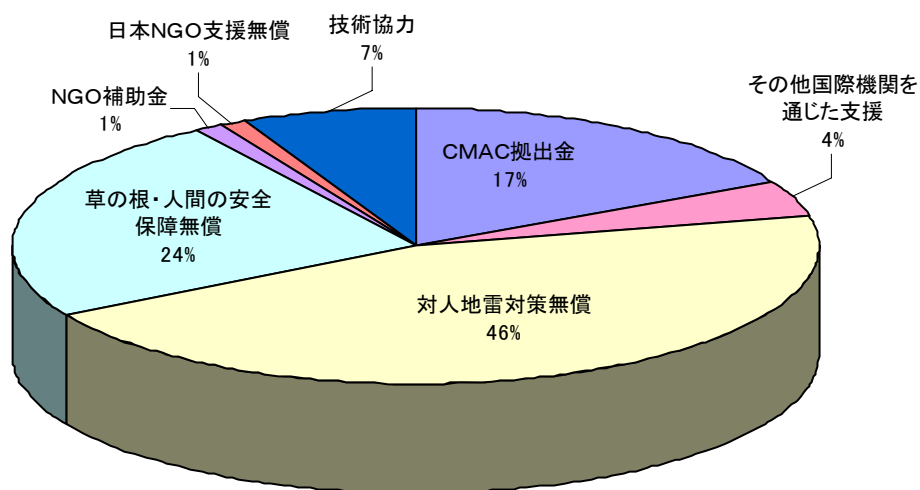
²⁶ なお、我が国が本件評価対象期間である1998年1月から2004年3月までの間に全世界に対して実施した対人地雷対策支援の総額、分野別内訳、地域別内訳、国別内訳については第2章2.2.2を参照。また、個別案件の内容・金額等については、巻末資料を参照。

図表 3-2 :カンボジアに対する我が国の対人地雷対策支援実績：目的別内訳
(1998年1月-2004年3月)



(出所：外務省データを元に作成)

図表 3-3 :カンボジアに対する我が国の対人地雷対策支援実績：スキーム別内訳
(1998年1月-2004年3月)



(出所：外務省データを元に作成)

図表 3-4：カンボジアに対する我が国の対人地雷対策支援の目標体系図

最終目標	重点分野	サブ重点分野	案件名	年度/金額(円)		予算枠/拠出先・実施機関	
犠牲者ゼロの達成	総合的地雷対策		地雷対策全般支援(CMAC信託基金への拠出)	1997 /	¥107,000,000	CMAC拠出金	/ UNDP・CMAC
			地雷対策全般支援(CMAC信託基金への拠出)	1998 /	¥106,200,000	CMAC拠出金	/ UNDP・CMAC
			地雷対策全般支援(CMAC信託基金への拠出)	1999 /	¥108,000,000	CMAC拠出金	/ UNDP・CMAC
			地雷対策全般支援(CMAC信託基金への拠出)	2000 /	¥94,500,000	CMAC拠出金	/ UNDP・CMAC
			地雷対策全般支援(CMAC信託基金への拠出)	2001 /	¥96,300,000	CMAC拠出金	/ UNDP・CMAC
			地雷対策全般支援(CMAC信託基金への拠出)	2002 /	¥79,300,000	CMAC拠出金	/ UNDP・CMAC
			地雷対策全般支援(CMAC信託基金への拠出)	2003 /	¥63,440,000	CMAC拠出金	/ UNDP・CMAC
			バットアンバン州第2ユニットにおけるCMAC地雷除去活動支援計画	2001 /	¥86,087,064	草の根無償	/ CMAC
			カンボジア北西部における人道的地雷除去支援計画	2001 /	¥61,039,434	草の根無償	/ HALO Trust
			カンボジア・ブレイヴェーン州における不発弾処理	2002 /	¥42,500,652	日本NGO支援無償資金協力	/ JMAS
		ブレイヴェン州人道的地雷除去活動支援計画	2002 /	¥68,360,504	草の根無償	/ MAG	
		ボーサット州人道的地雷除去活動支援計画	2002 /	¥35,198,220	草の根無償	/ MAG	
		バットアンバン州人道的地雷除去活動支援計画	2002 /	¥82,871,306	草の根無償	/ CMAC	
		カンボジア北西部における人道的地雷除去支援計画その2	2002 /	¥65,655,154	草の根無償	/ HALO Trust	
		カンボジア人道的地雷除去活動支援計画	2003 /	¥56,404,992	草の根無償	/ MAG	
		ボーサット州人道的地雷除去活動支援計画	2003 /	¥96,599,722	草の根無償	/ CMAC	
		バットアンバン州人道的地雷除去活動支援計画その2	2003 /	¥96,574,102	草の根無償	/ CMAC	
		カンボジア北西部における人道的地雷除去支援計画その3	2003 /	¥75,384,166	草の根・人間の安全保障無償	/ HALO Trust	
		人道的地雷除去作業の部分的機械化支援計画	1998 /	¥9,855,478	草の根無償	/ HALO Trust	
		第二次地雷除去活動機材整備計画 (CMACに対し、人道的な対人地雷除去関連機材(テント、簡易ベッド、車両等)を供与するもの)	1999 /	¥330,000,000	対人地雷対策無償	/ CMAC	
		カンボジア北西部における人道的地雷除去活動のための重畳車両支援計画	1999 /	¥3,840,000	草の根無償	/ HALO Trust	
		人道的地雷除去作業のための四輪駆動車両供与計画	1999 /	¥9,558,960	草の根無償	/ HALO Trust	
		人道的地雷除去のための灌木除去機現地試験支援計画その1	1999 /	¥9,870,480	草の根無償	/ CMAC	
		人道的地雷除去のための灌木除去機現地試験支援計画その2	1999 /	¥9,895,920	草の根無償	/ CMAC	
		人道的地雷除去作業のための草刈トラクター及び四輪駆動車両供与計画	2000 /	¥34,423,200	草の根無償	/ MAG	
		人道的地雷除去のための灌木除去機現地試験支援計画	2000 /	¥5,703,705	草の根無償	/ CMAC	
		第三次地雷除去機材整備計画 (CMACに対する機材供与)	2002 /	¥798,000,000	対人地雷対策無償	/ CMAC	
		人道的地雷除去活動加速化のための灌木除去機現地試験支援計画	2002 /	¥7,777,988	草の根無償	/ CMAC	
		『地雷除去活動支援機材整備計画』フォローアップ調査	2003 /	¥1,654,000	JICA海外技術協力費	/ CMAC	
		地雷重汚染地域における除去機材供与計画	2003 /	¥21,747,232	草の根無償	/ MAG	
		JICA専門家派遣「情報システム上級技術アドバイザー」	1999 /	¥75,447,517	JICA海外技術協力費	/ CMAC	
		JICA専門家派遣「維持・輸送技術アドバイザー」	2000 /	¥62,464,625	JICA海外技術協力費	/ CMAC	

最終目標	重点分野	サブ重点分野	案件名	年度/金額(円)		予算枠/拠出先・実施機関	
	地雷犠牲者支援	地雷犠牲者への医療提供・機材供与等	犠牲者支援	1998 /	¥9,100,000	NGO事業補助金	/ AMDA
			シナムリアップ病院医療機材整備計画(地雷被災者支援を目的とした医療機器等の支援)	1999 /	¥112,000,000	対人地雷対策無償	/ カンボジア政府
			地雷による身体障害者への医療提供	2001 /	¥7,837,102	NGO事業補助金	/ AMDA
			地雷による身体障害者への医療提供	2002 /	¥6,718,932	NGO事業補助金	/ AMDA
			犠牲者支援	2002 /	¥18,300,000	地雷対策支援信託基金	/ UNMAS
			犠牲者支援	2003 /	¥6,500,000	NGO事業補助金	/ AMDA
		地雷犠牲者への義肢提供等	クロチェ州義肢装具リハビリテーション・センター建設計画	1999 /	¥7,988,400	草の根無償	/ ベトナム・インターナショナル・カンボジア
		地雷犠牲者への職業訓練・就職支援	職業訓練	1998 /	¥14,000,000	NGO事業補助金	/ 難民を助ける会
			職業訓練	2001 /	¥29,248,129	地雷対策支援信託基金	/ UNMAS
		その他犠牲者支援	地雷被災者アウトリーチ・プログラムのための車両供与計画	1998 /	¥5,851,148	草の根無償	/ カンボジア・トラスト
			対人地雷被災者支援のための在外専門調整員を雇用	1998 /	¥750,000	JICA援助効率促進費	/
			JICA専門家派遣「社会福祉アドバイザー」	1999 /	¥51,661,954	JICA海外技術協力費	/ CMAC
			地雷犠牲者支援	1999 /	¥72,000,000	地雷対策支援信託基金	/ UNMAS
		その他の地雷対策関連支援	JICAプロジェクト形成調査・地雷除去・犠牲者支援	1998 /	¥11,570,000	JICA援助効率促進費	/
	会議支援		1998 /	¥35,400,000	UNDP人造り基金	/ CMAC(フロンペン・フォーラム)	
	JICA企画調査員派遣「対人地雷・除隊兵士自立支援」		2000 /	¥1,200,000	JICA援助効率促進費	/ CMAC	
JICA企画調査員派遣「対人地雷・除隊兵士自立支援」	2000 /		¥5,340,000	JICA援助効率促進費	/ CMAC		
JICA企画調査員派遣「対人地雷・除隊兵士自立支援」	2001 /		¥2,165,000	JICA援助効率促進費	/ CMAC		
				¥3,778,569,296			

（２）アウトプット

カンボジアに対する我が国の対人地雷対策支援は、図表 3-4 に整理したとおり、大きく（イ）総合的地雷対策、（ロ）地雷除去、（ハ）地雷犠牲者支援、（ニ）その他地雷対策関連支援の４つに分類される。以下、この分類に沿ってアウトプットの確認を行う。

（イ）総合的地雷対策

総合的地雷対策として我が国がカンボジアに対して実施した支援は、UNDP 信託基金に対する資金拠出である。同信託基金の資金は、ドナーによるイアー・マークが行われず、CMAC が運営資金として自由に使うことができる。したがって、我が国の拠出金に対する特定のアウトプットというものは存在しない。

（ロ）地雷除去

我が国がカンボジアに対して実施した地雷除去支援は、①地雷除去活動支援、②地雷除去機材試験・供与、③専門家派遣に分類できる。

①地雷除去活動支援

ここに分類される案件は、CMAC、マイン・アドバイザー・グループ（MAG）、ヘイロー・トラスト（Halo Trust）などの地雷除去機関が実施する地雷除去活動を支援するために、主として地雷除去に従事する要員の人件費や移動費等諸経費を支援したものである。

例えば、2000 年度に CMAC に対して供与された 5,703,705 円の草の根無償資金協力では、地雷除去チーム 6 チーム（1 隊 15 名）、草刈トラクターチーム 2 チーム（1 隊 3 名）、危険回避教育・情報チーム 2 チーム（1 隊 3 名）等の 1 年間の活動経費が支援された。

②地雷除去機材試験・供与

ここに分類される案件は、一般プロジェクト無償による機材供与、草の根・人間の安全保障無償資金協力による機材供与、機材試験計画の支援、技術協力の一形態であるフォローアップ調査の一環として行われた機材供与などである。

一般プロジェクト無償としては、CMAC に対して、金属探知機、灌木除去機、テント、簡易ベッド、車両など、地雷除去活動に必要な機材の供与が行われた。草の根・人間の安全保障無償資金協力としても、国際 NGO に対して灌木除去機、車両などの供与が行われた。また、フォローアップ調査では、CMAC に対して日本が一般プロジェクト無償で供与した機材の補修を行うための部品の供与が行われた。

③専門家派遣

専門家派遣としては、情報システム上級技術アドバイザーが延べ 2 名、維持・輸送技術アドバイザーが 1 名派遣されてきている。

(ハ) 地雷犠牲者支援

我が国がカンボジアに対して実施した犠牲者支援は、①地雷犠牲者への医療提供・機材供与等、②地雷犠牲者への義肢提供のための支援、③地雷犠牲者への職業訓練・就職支援、④その他犠牲者支援に分類できる。

①地雷犠牲者への医療提供・機材供与等

地雷犠牲者への医療提供・機材供与等としては、我が国 NGO が実施する医療活動に対する NGO 補助金による支援、一般プロジェクト無償によるシアムリアップ病院の機材整備支援、地雷対策支援信託基金への拠出金を用いた犠牲者支援が行われた。

シアムリアップ病院に対して供与された機材は、ベッド、エアコン、X 線、救急車、など 70 種類以上に及び、同病院の機材整備を総合的に支援するものであった。その他の案件については、各プロジェクトの活動報告等を入手することができなかったため、アウトプットを確認することはできなかった。

②地雷犠牲者への義肢提供のための支援等

草の根・人間の安全保障無償資金協力による支援により、カンボジア・クロチェ州の義肢装具リハビリテーション・センターが建設され、同センターに対する機材供与が行われた。

③地雷犠牲者への職業訓練・就職支援

地雷犠牲者への職業訓練・就職支援としては、NGO 補助金を用いた我が国 NGO に対する支援、地雷対策支援信託基金を用いた国際機関に対する支援が実施された。前者については、難民を助ける会が運営する職業訓練校の施設の修復が行われた。後者については、世界リハビリテーション基金（WRF: World Rehabilitation Fund）が実施する地雷犠牲者の就職支援プログラムに対する支援が行われた。

④その他犠牲者支援

犠牲者支援分野では、上記①から③までの支援の他に、国際 NGO が実施した「地雷被災者アウトリーチ・プログラムのための車両供与計画」に対する支援、在外専門調整員及び専門家（社会福祉アドバイザー）の派遣（各 1 名）、地雷対策支援信託基金を通じた UNICEF に対する支援が行われた。UNICEF の実施したプロジェクトは、主に女性と子供を対象とした犠牲者支援を包括的に実施するものであった。

(二) その他地雷対策関連支援

上記以外の支援としては、プロジェクト形成調査団の派遣、「対人地雷・除隊兵士自立支援」を担当する JICA 企画調整員の派遣、CMAC プノンペン・フォーラムの開催経費の支援があった。プロジェクト形成調査団は、1997 年 12 月の「犠牲者ゼロ・プログラム」の発表を受ける形で 1998 年に派遣されたが、同調査団の報告は、我が国のカンボジアに対する対人地雷対策分野における支援を検討・実施するための基礎となった。

3. 3. 2. カンボジアに対する我が国の対人地雷対策支援の結果の有効性

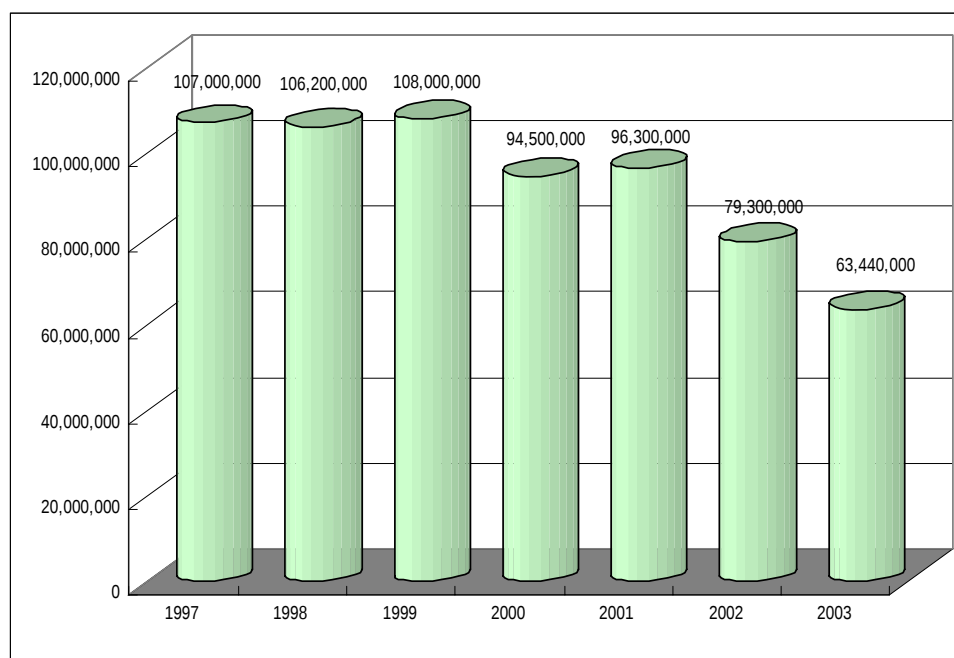
(1) 総合的地雷対策支援

我が国は、カンボジアにおいて地雷対策を担う現地機関であるカンボジア地雷対策センター（CMAC）の機能強化を重視し、UNDPが運営するCMAC信託基金に対する拠出を行ってきた。CMAC信託基金への拠出金は、特定の活動にイアー・マークすることなく拠出されるものであり、CMACが同組織の運営・活動のために独自に使用できる。CMAC信託基金の資金は、近年減少傾向が見られるものの2004年においてもCMAC予算全体の47%²⁷を占めており、CMACの運営・活動を支える重要な資金源となっている。

我が国政府は、1998年のCMAC信託基金設立以降、同信託基金に対して毎年資金拠出を行ってきている。我が国の1998年から2004年10月現在までの拠出総額は654,740,000円であり、同期間におけるCMAC信託基金に対する全ドナーの拠出額の約15%を占めている²⁸。また、我が国は、情報システムや維持・輸送分野の専門家を派遣してCMACの機能強化を支援している（図表3-4では地雷除去の下に分類）。更に、草の根・人間の安全保障無償の供与によってCMACの行う地雷除去活動を個別に支援している（同様に図表3-4では地雷除去の下に分類）。

図表 3-5 : CMAC 信託基金に対する我が国拠出実績（1997-2003 年度）

（単位：円）



（出所：外務省データを元に作成）

²⁷ UNDPカンボジア事務所の公表データに基づく。

²⁸ UNDPカンボジア事務所に対するインタビューに基づく。

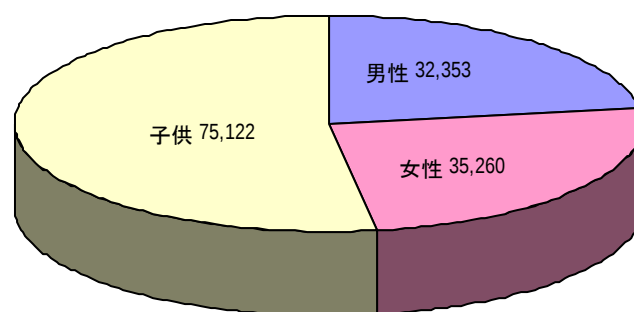
CMACについては、1999 年から 2000 年にかけて汚職疑惑が持ち上がり、同機関に対する国際社会の信頼が低下したが、その後、外部機関による監査を受け入れる等改革が断行され、外部監査機関による評価も 1999 年には「深刻な欠陥がある (seriously deficient)」であったものが、現在では「満足できる (satisfactory)」という評価まで改善した。また、その間も CMAC は主要活動分野である地雷除去と地雷啓発の分野で着実に成果をあげている（例えば図表 3-6 及び図表 3-7 を参照。）。

我が国が実施した CMAC に対するこれらの資金的・人的支援の効果を数量的に計測することは困難であるが、CMAC が地雷対策機関としての機能を高めてドナーの信頼を回復し、地雷除去や地雷啓発で着実に成果をあげていることを考えれば、我が国の援助は有効であったと評価するのが妥当であろう。

図表 3-6 : CMAC による地雷・不発弾啓発活動の成果(2003 年(暦年))

(CMAC の地雷・不発弾啓発チームによる教育を受けた人々の内訳 (2003 年))

(単位 : 人)



(出所 : CMAC Annual Report 2003)

(2) 地雷除去

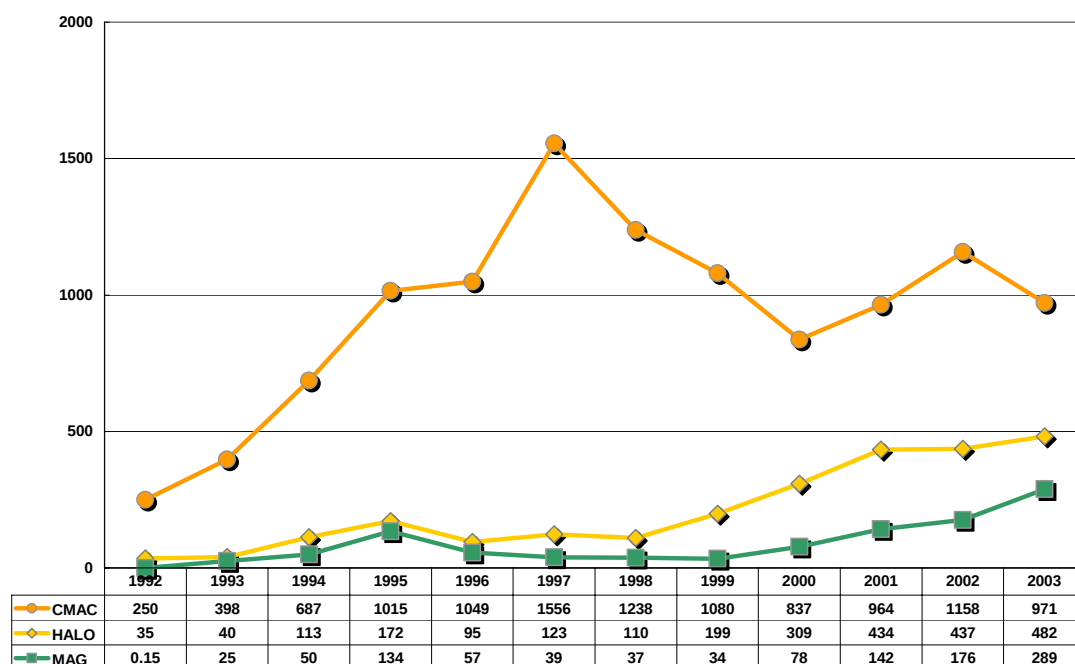
カンボジアにおいて地雷除去に取り組む主要機関は、CMAC、ヘイロー・トラスト (Halo Trust)、マイン・アドバイザー・グループ (MAG) であり、我が国は、これらの 3 つの機関に対して継続的に資金援助を行ってきている。これらの機関のうち、CMAC に対しては、一般プロジェクト無償資金協力を用いて金属探知機、灌木除去機、車両等の機材供与を行ってきた。また、ヘイロー・トラストや MAG に対しても草の根・人間の安全保障無償資金協力を用いて灌木除去機や車両の援助を行ってきた。更に、CMAC、ヘイロー・トラスト、MAG のいずれの機関に対しても、草の根・人間の安全保障無償資金協力を用いて、地雷除去要員のための人件費等地雷除去活動経費そのものに対する援助も行ってきた。

これら 3 機関は、カンボジアにおいて着実に地雷除去活動を進め、利用可能な土地面積を増やしており (図表 3-7 参照)、これは我が国を含むドナーがこれらの機関を支援し

てきた成果であると考えられる。しかしながら、地雷除去のためにこれらの機関に供与された機材は、我が国が直接に活動資金を供与した地雷除去活動以外にも用いられることや、地雷除去活動に対して資金援助が行われた場合であっても、当該活動には他の援助等で調達された機材等が用いられることなどを考えると、各ドナーの資金援助が個別にどれだけの除去面積規模に貢献したのかを正しく把握することは困難である。

図表 3-7：カンボジアの主要地雷除去機関による除去面積実績の推移
(1992-2003 年 (暦年))

(単位：ヘクタール)



CMAC=カンボジア地雷対策センター、HALO=ヘイロー・トラスト、
MAG=マイン・アドバイザー・グループ

(出所：CMAA 資料を元に作成)

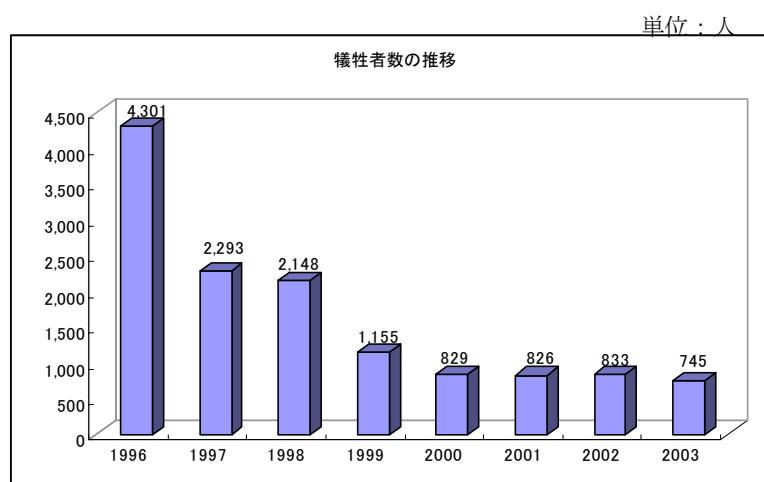
また、地雷除去の成果を測る指標としては、利用可能となった土地面積に加え、犠牲者数の変化も参考となる。カンボジアにおける地雷・不発弾犠牲者数の 1996 年から 2003 年までの推移を示したのが図表 3-8 である。これによれば、カンボジアにおける地雷・不発弾犠牲者は、着実に減少していることが分かる。この減少は、地雷除去が進み、安全な土地が増えたことが一つの要因となっていると考えられる。

しかしながら、地雷・不発弾の犠牲者数は、啓発活動によって、地雷・不発弾の危険性を周知して、危険な行為を行わないように教育することによっても減少させることができる。したがって、犠牲者数の減少をすなわち、地雷除去の成果であると結論付けることはできないことに留意する必要がある。

このことは、言い換えれば、いくら地雷・不発弾の存在する土地が少なくなったとして

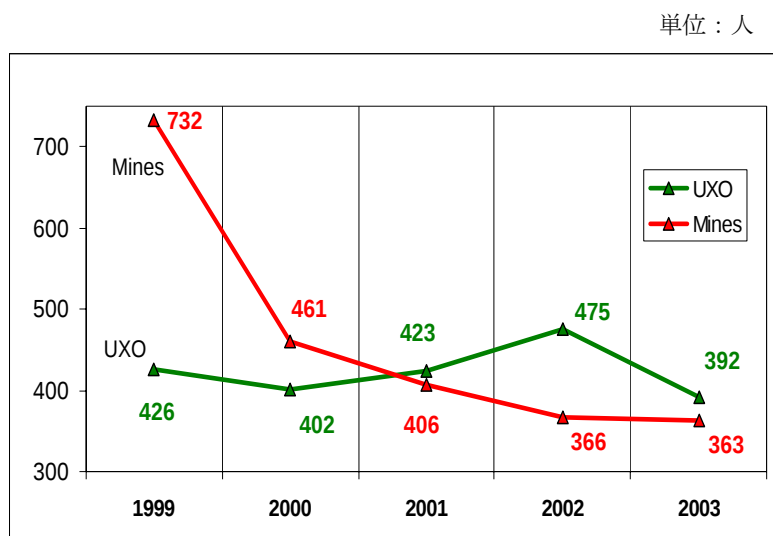
も、そこに足を踏み入れたり、地雷・不発弾に接触しようとする人々が少なくならなければ、犠牲者を減らすことはできないことを意味する。現地調査で行ったインタビューによれば、カンボジアにおいては、金銭的な理由から、地雷・不発弾の金属、火薬等を売却することを目的に、地雷・不発弾を採集・解体する者が多くおり、そのために地雷・不発弾の事故が発生するケースが多いという。地雷犠牲者が減少しているのに対して、不発弾犠牲者が横ばい（図表 3-9 参照）なのは、不発弾を解体・売却しようとする者が後を絶たないことにも起因している。すなわち、開発を進めるために地雷・不発弾の除去が必要であると同時に、地雷・不発弾事故をなくすために開発・貧困削減が必要となっている。

図表 3-8：カンボジアにおける地雷・不発弾犠牲者の推移
(1996-2003 年 (暦年))



(出所：CMAC Annual Report 2003 のデータを元に作成)

図表 3-9：カンボジアにおける地雷・不発弾犠牲者数の推移 (内訳)
(1999-2003 年 (暦年))



(出所：CMAC 資料)

BOX 4 : カンボジアにおける地雷除去と土地所有権問題への対応

地雷除去の主要目的の一つは、利用可能な土地面積を増やし、人々に広く経済社会的効果を及ぼすことである。すなわち、地雷除去は決して特定の人々が独占する土地を増やし、それによって裨益するために行われてはならず、広くその国の国民が裨益するものでなくてはならない。

しかしながら、今般の現地調査において、カンボジアでは従来、住民の居住地や農地として用いることを念頭にして地雷除去活動を行っていた土地であるにも拘らず、地雷除去が終了した後に第三者が介入して土地所有権を主張し、その土地を奪ってしまうという事態が多く発生してきたという事実がインタビューをした多くの関係者から指摘された。現地関係者曰く、カンボジアでは、しっかりとした土地所有権制度が確立しておらず、例えばある人が無主地に 5 年間住み続け、他者からのクレームが無ければその土地所有権を手でできるというような慣行ができあがっているということや、役人等の権力者がその権力を濫用して土地を横取りしてしまうなどという事態が起こっていることがこのような問題の原因となっているとのことであった。

このような中、カンボジアでは、土地所有権の問題に対処するために、土地利用計画ユニット（LUPU: Land Use Planning Unit）という組織が設立され、LUPU を中心として、地域住民、地方政府、中央政府、NGO などの関係者が話しあって、地雷除去前に土地所有権を確定させ、かつ、その利用目的に応じて除去作業実施の優先順位を決めるシステムが確立されつつある。LUPU は、カンボジアの各州（province）の副知事（Deputy Governor）が議長をつとめ、州レベルの政府機関等の代表によって構成される組織であるが、地雷除去を希望する土地の優先順位やその土地の所有権の問題については、まず村（village）レベルで話し合いがなされ、その後、地域（commune）→地方（district）という風に、順に行政階層をあがっていき、最終的に州（province）レベルの LUPU で意思決定がなされるシステムになっている。

LUPU は比較的新しい制度であるために、まだ LUPU が設立されていない地域があったり、LUPU が優先順位付けを行うにあたっての明確な基準が確立されていなかったりという問題点も指摘されている。とはいえ、LUPU が地雷除去地の優先付けを行ったり、土地所有権を明らかにしたりする上で重要な役割を果たしていることは、CMAC、国際 NGO、我が国援助関係者等多くの人々が評価しているところである。カンボジアにおける取組みはまだ発展途上ではあるが、LUPU のようなシステムは、同様の問題を抱える他の被埋設国においても参考となるのではないかと考えられる。

（３）犠牲者支援

カンボジアにおいて我が国が支援を行っている犠牲者支援活動は、犠牲者に対する医療サービスの提供、医療機材の供与、犠牲者への義肢製作等のための支援、犠牲者に対する職業訓練など多岐にわたる。

犠牲者支援の成果を評価する指標としては、医療サービスの提供を受けた地雷・不発弾犠牲者数、提供された義肢の数、職業訓練を受けた犠牲者の数等が考えられる。例えば、カンボジア地雷対策庁（CMAA）のレポート²⁹によれば、カンボジア 14 州にあるワークショップ及びリハビリ・センターにおいて 2003 年に医療サービスの提供を受けた地雷犠牲者の総数は 26,782 人であり、その内 5,364 人は新規登録者であったとのことである。また、これらの施設において 2003 年中に提供された義肢は 5,241 個、矯正具は 5,091 個、車椅子は 1,738 個であった。更に、同年中において、5,027 の義肢、2,582 の矯正具、894 の車椅子の修理が行われた。

写真 5：NGO が運営する義肢製作ワークショップの様子



（現地調査団撮影）

このように犠牲者支援実績を把握することは一定程度可能ではあるが、我が国を含むドナーからの援助を受けた機材等のアウトプットの成果をこれらの数値をもって計測することは困難である。例えば、2003 年に医療サービスを受けた地雷・不発弾犠牲者数は 26,782 人であったが、仮に、この数が犠牲者全体の数に占める割合が分かったところで、そのような数値が、犠牲者に対する医療サービスを整備・促進するためにドナーが実施した援助

²⁹ カンボジア地雷対策庁（CMAA）“MINE ACTION ACHIEVEMENTS IN THE KINGDOM OF CAMBODIA 1992 – 2003 2nd Edition”

の効果を測定するための適正な指標となるわけではない。また、義肢等の提供数に関しては、義肢の要否そのものも含めて、事情が犠牲者によって異なるのであり、単に義肢が提供された総数をもって支援の成否を判断することは困難である。更に、医療サービスにしても、職業訓練にしても、地雷・不発弾犠牲者に対するサービスを提供する支援活動は、単に地雷・不発弾犠牲者だけでなく、小児麻痺や交通事故など他の理由によって身体に障害を抱えることとなった人々を幅広く支援している場合が多い。このような場合、我が国の援助によって提供された機材等は、地雷・不発弾犠牲者以外の人々の支援にも用いられるのであり、地雷・不発弾犠牲者支援に限って援助の効果を判断するのは困難である。

このように数量的に計測することは困難であるものの、現地調査において、我が国が支援を行ってきている 3 つの NGO に対してインタビューした際には、我が国の援助がこれらの団体による犠牲者支援活動に寄与し、成果をあげている旨の回答があった。このことに鑑みれば、犠牲者支援分野における我が国の援助は有効であったと判断するのが妥当であろう。

3. 3. 3. カンボジアに対する我が国の対人地雷対策支援のインパクト

ここでは、対人地雷対策支援、特に地雷除去支援がカンボジアの開発・経済発展に与えたインパクトについて検討を試みた。

まず、地雷除去活動の社会・経済的効果を把握するために、CMACによる地雷除去活動によって利用可能となった土地の用途別面積を図表 3-10 とおり把握した³⁰。このデータによれば、1999 年 1 月から 2004 年 6 月までの間に地雷・不発弾除去活動によって利用可能となった土地総面積約 5,693 ヘクタールのうち、農業用地とされた土地面積が最も多く約 1,589 ヘクタールであり、全体の約 27%を占めている。つづいて再定住地が約 1,024 ヘクタール（約 17%）、道路が 965.82 ヘクタール（約 16%）、農地と再定住地を組み合わせた土地が 842.82 ヘクタール（約 15%）という順になっている。このうち、農地や道路については、農業生産の拡大や道路の整備・開通による経済効果により、地域経済や国家経済への波及効果が期待される。

図表 3-10 : CMAC による地雷除去活動により利用可能となった
土地面積の用途別内訳(1999 年-2004 年 6 月 (暦年))

年			1999	2000	2001	2002	2003	Jun-04	合計
用途別内訳	再定住	ha	166.46	310.37	133.85	196.90	148.46	68.41	1,024.45
		Site	26	35	34	35	30	13	173
	農業	ha	705.43	347.78	206.53	159.53	139.70	30.88	1,589.85
		Site	37	28	25	22	22	7	141
	再定住+農業	ha	42.96	75.65	198.54	282.21	200.40	43.06	842.82
		Site	2	9	22	35	36	10	114
	道路	ha	75.00	167.86	124.57	276.03	243.60	78.76	965.82
		Site	42	82	94	118	87	28	451
	運河+道路	ha	0.00	0.00	268.73	48.15	35.69	17.50	370.07
		Site	0	0	22	6	11	5	44
	保健施設	ha	9.90	0.00	3.44	2.25	2.22	0.28	18.09
		Site	7	0	3	2	2	1	15
	地域センター	ha	2.27	42.13	0.16	3.20	9.11	6.17	63.04
		Site	3	8	1	8	7	4	31
	宗教施設	ha	54.43	11.51	28.10	20.71	20.24	0.00	134.99
		Site	4	6	17	9	10	0	46
	学校	ha	14.71	26.61	42.13	48.97	36.11	15.82	184.35
		Site	20	23	34	21	32	8	138
	池	ha	2.05	8.86	6.25	3.36	8.40	2.89	31.81
		Site	6	18	11	9	14	4	62
	井戸	ha	1.01	0.81	2.38	9.11	2.16	0.08	15.55
		Site	37	21	26	109	50	1	244
	その他	ha	138.51	87.31	53.85	28.39	99.85	44.49	452.40
		Site	25	51	41	55	59	19	250
地雷除去総面積		ha	1,212.73	1,078.89	1,068.53	1,078.81	945.94	308.34	5,693.24
		Site	209	281	330	429	360	100	1,709

(出所：CMAC 資料を元に作成)

³⁰ 本件統計データはCMACより入手したものであるが、同機関から入手できたのは、同機関の除去活動によって利用可能となった土地面積の利用目的内訳に関するデータのみであった。

次に、カンボジアの近年の経済指標の推移を見てみたい。カンボジアの国民総生産は過去 10 年間で年率 5%以上の成長を示している（図表 3-1 1）。また、セクター別に見ても、農林水産業、工業、サービスのいずれのセクターにおいても成長を続けている（図表 3-1 2）。このようなカンボジアの経済成長に対して、地雷除去によって利用可能な土地面積の増加したことなど貢献した面は少なくないものと考えられる。しかしながら、地雷対策の結果が国家やセクターの経済発展にどの程度の影響を与えたのかを数量的に評価することは、そのような方法論が確立していないこともあり、困難であった。

図表 3-1 1：カンボジアの主要経済指標の推移（1995-2004 年（暦年））

	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003 (暫定)	2004 (予測)
国民総生産（単位:10億リエル）	8,294	9,024	9,927	11,609	13,131	13,810	14,544	15,667	16,748	17,949
実質GDP成長率 (Constant Price 1993) (%)	6.9%	5.0%	6.8%	3.7%	10.8%	7.0%	5.7%	5.5%	5.2%	4.3%
実質一人当たりGDP成長率 (%)	1.6%	-0.4%	1.3%	-0.9%	8.0%	4.3%	3.1%	2.8%	2.8%	1.9%
リエル/ドル為替レート	2,560	2,713	3,400	3,800	3,775	3,895	3,930	3,940	4,000	4,000
人口(単位:百万)	10.5	11.0	11.6	12.2	12.5	12.8	13.1	13.5	13.8	14.1

（出所：カンボジア財務省、国家統計局、中央銀行の統計データより作成）

図表 3-1 2：カンボジアのセクター別 GDP の推移（1993-2002 年（暦年））

(単位:100万リエル)	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
農業、林業、水産業	3,070,700	3,231,433	4,017,120	4,068,005	4,474,740	5,248,438	5,559,995	5,191,310	5,161,677	5,231,799
穀物	1,168,838	1,312,953	1,994,369	1,941,289	2,052,219	2,456,504	2,585,033	2,429,393	2,384,925	2,250,420
畜産	483,635	443,483	488,575	551,359	560,697	676,506	823,816	736,829	798,866	839,972
水産	1,133,212	953,216	1,034,432	1,175,590	1,229,092	1,492,028	1,609,571	1,560,819	1,563,807	1,801,255
林業	285,015	521,781	499,744	399,767	632,732	623,400	541,575	464,269	414,079	340,152
工業	834,985	969,996	1,193,283	1,355,800	1,629,169	1,995,916	2,371,572	3,047,162	3,519,844	4,114,939
鉱業	13,089	15,951	19,406	19,548	20,531	19,342	26,629	33,544	39,645	46,614
製造業	560,480	624,033	758,212	909,339	1,156,069	1,534,039	1,736,918	2,238,691	2,556,363	2,969,456
食料、飲料、タバコ	279,689	264,666	336,635	347,466	364,011	432,933	467,188	433,380	442,485	450,306
繊維、アパレル、靴	70,874	80,089	123,225	197,820	378,386	587,330	791,951	1,295,770	1,622,143	1,958,651
木材、紙、印刷	58,255	115,400	104,739	132,562	156,053	228,243	128,780	109,883	82,909	101,379
ゴム製造	23,540	22,256	31,357	42,366	48,767	46,359	55,744	69,165	61,706	73,707
その他製造業	128,122	141,622	162,256	189,125	208,852	239,174	293,255	330,493	347,120	385,413
電力、ガス、水	24,085	30,834	39,501	40,111	40,655	46,539	43,478	43,331	56,750	75,786
建設	237,331	299,178	376,164	386,802	411,914	395,996	564,547	731,596	867,086	1,023,083
サービス	2,580,383	2,467,037	2,761,061	3,180,179	3,409,623	3,895,383	4,448,413	4,855,582	5,059,726	5,358,303
貿易	966,170	891,647	968,470	1,103,962	1,186,986	1,312,805	1,419,253	1,432,380	1,446,004	1,483,513
ホテル・レストラン	154,757	193,942	238,695	249,707	283,211	320,332	395,579	472,646	575,275	656,645
運輸・交通	376,247	400,190	449,002	532,916	569,935	637,975	778,927	877,650	947,193	959,963
金融	23,770	27,385	76,526	86,541	97,806	100,334	129,390	174,845	128,370	84,720
公共部門	142,162	228,500	233,700	296,156	305,041	333,214	388,637	376,603	359,180	390,477
不動産	622,245	451,532	483,374	537,250	600,696	732,404	763,622	826,020	852,464	880,115
その他サービス	295,032	273,841	311,294	373,647	365,948	458,319	573,005	695,438	751,240	902,870

（出所：カンボジア国家統計局の統計データを元に作成）